

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D日程）

小論文（未修者）

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~4ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は（そのI）・（そのII）の合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

小論文（配点 100 点）

次の文章を読んで、下記の設問に答えてください。

現役世代の保険料で負担する後期高齢者への支援金は、2025 年には現在よりも 1 兆 4,000 億円増える。年収 200 万円以上の後期高齢者の医療費自己負担を 1 割から 2 割に上げると、団塊世代がすべて後期高齢者になる 25 年には現役世代の負担が 800 億円減るが、しょせんその程度と知るのが、世代間対話での認識共有の第一歩と前に書いた。1973 年に 65 歳以上の老人医療費を無償化し病院が老人サロン化したが、気持ちばかりの定額負担を導入するのに 10 年かかり、定率の 1 割負担にするのにさらに 18 年かかって今世紀になっていた。その翌年に現役並み所得者は 2 割負担なんて改革をしてしまい、後のさらに複雑な経緯は省くと、今、単身の後期高齢者の自己負担は、年収 383 万円超の現役並み所得者は 3 割、200 万～383 万円は今回の改革により 2 割、200 万円未満は引き続き 1 割になっている。こうした応能負担は、鈍感な私は気にならないが、周囲には気になる人たちが多い。「保険料を賃金に応じて定率で応能負担してきたのに、受給まで応能負担かよ」。

豊かな人たちの抱く不公平感が、低所得者の医療保険加入を促す「オバマケア」を今なお紛糾させる。日本の豊かな人たちも公平な仕組みと感じてくれないと、米国みたいな分断が進む。高額の治療費は別ルールで助成され、月 100 万円かかっても、1 割負担であればそれに加えて高額療養費が還付され、実質 4 万円強で済む。意識をなくした末期患者の延命治療を貧しい家族が病院に強要し、患者の年金と治療費との差額を糧にする風景を前に書いた。かつて医療費を無償化した頃の老人は貧しかったから、生活保護に陥らないためには社会保障でも税でも手段を総動員して負担を軽くするしかなかったし、1 人の 65 歳以上を 10 人の 15～64 歳で支えられた。だけど今や 1 人の 65 歳以上を 2 人の 15～64 歳で支えているのに、平均すれば老人は貧しいとは到底言い難い。所得のピークは 50 代だが、60 代から 70 代以上になってもさほど減らない。金融資産（貯蓄）のピークは 60 代で、70 代以上になっても 50 代より多い。対照的に年代が若くなるほど、所得も資産も痛ましい数字になる。

2 年前、阪急電鉄の中吊り広告で、「人生の先輩が若者に送る言葉」が炎上した。「毎月 50 万円もらって毎日生き甲斐のない生活を送るか、30 万円だけど仕

事に行くのが楽しみで仕方がないという生活と、どっちがいいか。(研究機関 研究者／80代)」。80代老人の生きがいの押し付けがましさはさておき、「30万円だけど」ってそれは20代の平均所得である。50万円もらうのは4%にも満たないから、生きがいがなくても我慢できるかもしれない。作成した広告会社と掲載した阪急電鉄には、この言葉が非常識と疑う感覚がなかった。

以上より、医療費の自己負担は年齢を問わず3割とし、低所得者は年齢を問わず負担を軽減する方向感になる。コンビニの非正規雇用で低賃金の若者も、飲食店でコロナ失業した若者も医療費は3割自己負担してきた。年金からの有利な所得控除も勤労所得からの控除にそろえる。要は、公平の基準を年齢差への配慮から、貧富差への配慮に変える。高齢者に歩み寄りを求めるこの方向感が、米国ほど分断していない日本で不可能とは思わない。世代間対話を進める政府と与党の覚悟次第になる。でも残念ながらこれでは足りない。65歳以上を支える15～64歳は2人を割って減っていき、100年人生時代に近づくにつれ、高齢者の医療費は増え続けるからである。

(出典：大森泰人「公平の再考（上）」週刊金融財政事情 2021年3月15日号)

設問1

(1) 上記で引用されている「保険料を賃金に応じて定率で応能負担してきたのに、受給まで応能負担かよ」とは、どのような意味か。なぜこのような声が聞かれるのか。

(2) 医療費の負担に関する米国と日本の違いはどのような点にあると考えられるか。

なお、解答は解答用紙（そのI）に行うこと。

(配点：50点)

設問2

上記の文章を踏まえ、日本における今後の医療費の負担はどうあるべきかについて、あなたの意見を述べてください。

なお、解答は解答用紙（そのII）に行うこと。

(配点：50点)

[このページは空白です。]

